

業 務 用 契 約

(選 択 約 款)

(2019年10月1日実施)

大多喜ガス株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	3
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更又は解約	3
11. 本支管工事費の精算	3
12. 緊急調整時の措置	3
13. 本選択約款が適用されなくなった場合の措置.....	4
付 則	4

(別表第1) 契約最大使用量の算定方法

(別表第2) 適用する料金表

1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この約款に記載のない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切り捨て)
- (2) 「契約年間使用量」とは、契約で定める1年間の使用予定量をいい、申し込み時における直前12か月の実績使用量により定めます。
- (3) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。(小数点以下切り上げ)
- (4) 「最大需要期」とは、1月使用分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの3か月間をいいます。
- (5) 「契約最大月使用量」とは、契約で定める最大需要期における月間使用量が最も多い月の使用予定量をいい、申し込み時における直前12か月の実績使用量により定めます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切り捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{契約最大月使用量}} \times 100$$

- (7) 「契約継続確認期間」とは、この選択約款に基づく契約期間満了後さらに1年間契約を継続する場合において4(2)～(5)の適用条件を確認する期間をいい、契約期間満了日を含む月の前月を起算月として12か月前までの期間とします。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。ただし、申し込み時における直前12か月間、又は契約継続確認期間において、設備の故障、増設等があった場合は、その期間の実績使用量を双方協議して補正することができます。

- (1) 直前12か月間のガス使用実績があること。
- (2) 契約最大使用量が、12A地区では10立方メートル以上、13A地区では8立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間使用量が、12A地区では5,000立方メートル以上198,000立方メートル以下、13A地区では4,333立方メートル以上171,600立方メートル以下であること。
- (4) 契約年間使用量が契約最大使用量の200倍(小数点以下切り捨て)以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。

- (6) 申し込み時において直前12か月間又は契約継続確認期間の実績が(2)～(5)の適用条件を満たしていること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (3) 契約最大使用量は取引用のガスメーターに基づき別表第1により定めます。
- (4) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにこの選択約款に基づき契約を開始した場合は、原則として申し込みを承諾した日の直後の定例検針を行う日の翌日を契約開始の日とし、同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針を行う日までといたします。
 - ② 契約期間満了に先立って解約の申し出がなく契約継続確認期間における使用実績が適用条件を満たさず場合で、お客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合は、契約は契約期間満了日の翌日から、その満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針を行う日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (5) この選択約款に基づき契約されたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合、あるいは、お客さまの契約継続確認期間の使用実績が適用条件を満たさなかった場合には、当社は下記の期間、この選択約款の申し込みを承諾いたしません。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
 - ① 契約期間満了前に解約された場合
解約された日より、解約された契約の当初契約期間満了予定日の翌日から、その満了予定日の属する月の翌月を起算月として11か月目の月の定例検針を行う日までの期間
 - ② 契約継続確認期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合
契約期間満了日の翌日から、その満了日の属する月の翌月を起算月として11か月目の月の定例検針を行う日までの期間
- (6) 当社は、この選択約款に基づき契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般ガス供給約款に基づく契約への変更の場合は、この限りではありません。
- (7) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金、又は延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による申し込みを承諾しないことがあります。
- (8) この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款(デマンドA契約又はデマンドB契約に限ります。)又は一般ガス供給約款に基づく契約は締結できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表第2の料金表を適用して、料金を算定いたします。

(2) 料金は、一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。

ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目一般ガス供給約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(3) 料金及び延滞利息の支払方法は、口座振替又は払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に規定する供給停止の解除のためにお支払いいただく料金又は延滞利息は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日目までに支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用予定に変更がある場合、又は2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額お客さまにお支払いいただきます。

12. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表第2の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの} \\ \text{平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \times \text{契約最大} \\ \text{使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの} \\ \text{平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

13. 本選択約款が適用されなくなった場合の措置

この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合は、契約期間満了後あるいは契約解約後は一般ガス供給約款を適用するものといたします。ただし、他の選択約款の適用条件を満たし、かつお客さまがその選択約款の適用を希望し、当社に申し込まれた場合には、その選択約款を適用するものといたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで選択約款の業務用契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、2019年10月1日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別表第1)

契約最大使用量の算定方法

1. 契約最大使用量は、取引用のガスメーターに基づき、下記の表の算定使用量といたします。複数のガスメーターが設置されている場合の契約最大使用量はそれぞれの算定使用量の和といたします。

(1) 膜式ガスメーター

メーターの種類	算定使用量 (立方メートル)
N2.5号	2
N3号 N4号	4
N5号 N6号 N7号	6
NN10号	10
NN15号 NN16号	16
N25号	25
N30号	30
N40号	40
N50号	50
N65号	65
N90号 N100号	100
N120号	120

(2) ルーツガスメーター

メーターの種類	算定使用量 (立方メートル)
R40号 R50号	50
R65号	65
R100号	100
R125号	125
R150号 R160号	160
R200号	200
R250号	250
R300号	300

(備考)

ここに掲載されていないガスメーターについては、当社の担当者にお問合せ下さい。

2. ガスメーターでの圧力が最高圧力を超える圧力で計量する場合の算定使用量は、次式により算定いたします。

$$\text{算定使用量} = \frac{Q \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981} \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

(備 考)

Q は、1 で定める算定使用量 (立方メートル)

P は、最高圧力を超えて供給する場合の値で供給ガスの圧力により下記の表により定める値とします。

供給ガスの圧力 (キロパスカル)	P (キロパスカル)
300 以上 1,000 未満	300
100 以上 300 未満	100
15 以上 100 未満	15
2.5 を超えて 15 未満	2.5

(別表第2)

適用する料金表

— 外 房 地 区 —

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 12A地区料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	3,300.00円
---------	-----------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	110.00円
-------------	---------

(3) 単位料金

1 立方メートルにつき	71.48円
-------------	--------

(別表第2)

適用する料金表

— 内 房 地 区 —

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 12A地区料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	3,300.00円
---------	-----------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	110.00円
-------------	---------

(3) 単位料金

1 立方メートルにつき	71.54円
-------------	--------

3. 13A地区料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	3,300.00円
---------	-----------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	126.50円
-------------	---------

(3) 単位料金

1 立方メートルにつき	82.54円
-------------	--------